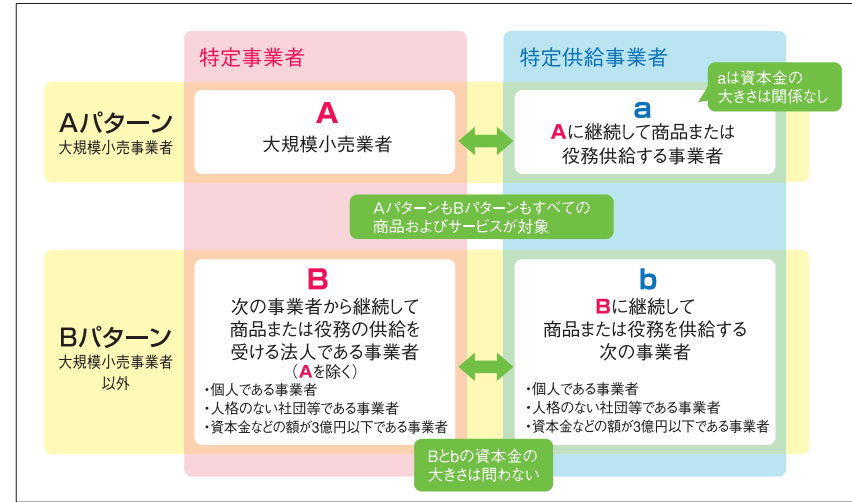


図2 「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



転嫁拒否などの行為を禁止している。規制の対象は、図2の通りの組み合わせとなり、禁止される転嫁拒否などの行為は次の四類型。

① 減額、買いたたき
② 購入強制もしくは役務の利用強制、または不当な利益提供強制
③ 税抜き価格での交渉の拒否
④ 報復行為

① 取引の相手方に消費税を転嫁しない旨の表示
【例】「消費税は転嫁しません」
「消費税は当店が負担しています」

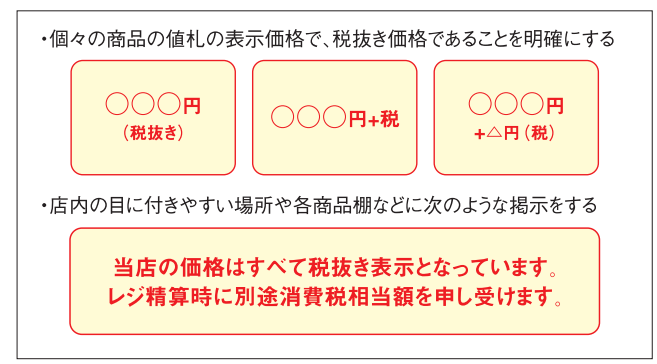
② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減する旨の表示であって、消費税との関連を明示しない旨の表示
【例】「消費税率上算分値引きします」

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

二、消費税に関連するような形で安売り宣言や広告の禁止など消費税と関連付けた宣伝広告は取り締まりの対象に

消費者に誤解を与えたり、納入業者への買いたたきや、競合する小売店の転嫁を阻害したりしないように、事業者が平成二十六年四月以降における自己の供給する商品または、役務の取引について、次の三つの表示を禁止している。

図3 誤認されないための措置の例



※この特例表示が認められるのは、転嫁対策特別措置法の施行日である今年10月1日から平成29年3月31日まで

転嫁対策特別措置法では、総額表示義務の弾力的運用を行い、二つの特例を認めている。

三、「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められる
価格の値ごろ感を出すために、二つの価格表示の特例を利用できる

【例】「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

事業者または事業者団体が公正取引委員会に届出をすると、商品または役務の供給において、転嫁カルテルおよび表示カルテルをすることが認められる。本体価格を決めることは例外に当たらず独占禁止法に違反する行為となるので注意が必要。また、転嫁カルテルについては、参加事業者の三分の二以上が中小事業者であることが必要となる。

四、中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められる
業界団体や組合などで転嫁方法や表示方法を統一的に決定できる

① 外税表示
値札の変更などの事務負担の軽減や値ごろ感を維持することができる。

② 税抜き価格の強調表示
総額表示を続ける場合にも税込み価格に合わせて「税抜き価格」または「消費税の額」を表示することも可能。税込み価格が明瞭に表示されているときは、税抜き価格を強調して表示しても、不当表示にあたらぬ。

消費税率引き上げ

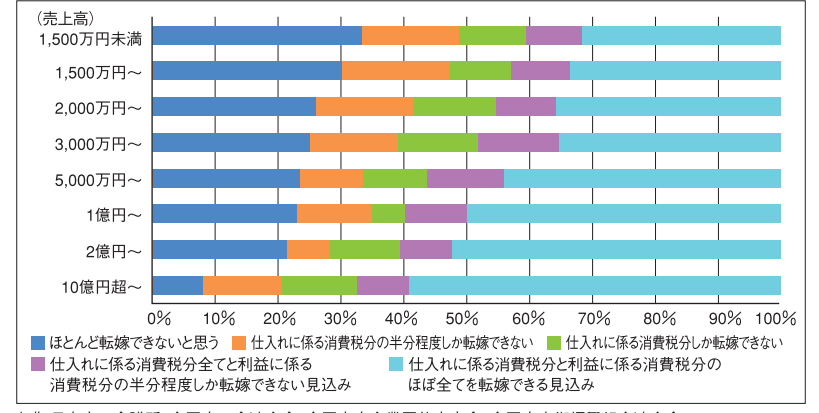
その前におさえておきたい「消費税転嫁対策特別措置法」のポイント

10%
8%
5%

来年4月からの消費税率引き上げについては、10月上旬までに最終判断がなされる方針が示されている。税率が引き上げられる前に、新たに成立した「消費税転嫁対策特別措置法」のポイントを押さえ、事前準備をしよう。

特集

図1 中小企業における消費税の転嫁に係る実態調査(回答事業者数9,388社)



出典:日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会

消費税率の円滑かつ適正な転嫁をサポート

平成二十六年四月に消費税率が引き上げられるのか。最終判断はまだ下されていないが(九月九日現在)、増税分を価格転嫁することができず、中小企業にとって深刻な問題だ。昨年度、日本商工会議所などで実施した「中小企業における消費税の転嫁に係る実態調査」(図1)によれば、全体のおよそ六割以上の事業者

「特定事業者」による「消費税の転嫁拒否などの行為(減額、買いたたきなど)の禁止」
「特定事業者」による「消費税の転嫁拒否などの行為は取り締まりの対象に」

消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を確保するため「特定事業者」による「特定供給事業者」に対する消費税の

そこで今回は、日本商工会議所が作成した「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」に沿って注意すべきポイントを解説する。

一部しか価格転嫁できないだろうと回答しており、事業規模が小さくなるほど転嫁はより一層困難な状況であることがわかる。

こうした状況を踏まえ政府は、消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を確保することを目的として、今年六月に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「転嫁対策特別措置法」という)」を成立させた。この法案は、今年十月一日から施行され、平成二十九年三月三十一日まで適用される時限立法である。

